

国民の基本的人権、思想・良心の自由を侵す新「共謀罪」の創設に反対します

安倍自公政権は、重大犯罪を共謀（話し合いや準備行為）したことを罰する「共謀罪」を、「テロ等組織犯罪準備罪」と名称を改め、国会に提出することを検討しています。

「共謀罪」法案は、これまで国民の強い反対で三度廃案となっています。最初に 2003 年の通常国会で審議され、二度の廃案を経て 2005 年に再度上程されましたが継続審議となり、その後廃案となりました。国民の内心の自由を踏みにじり、基本的人権の侵害の恐れがあるとして、野党と多くの国民が反対し、日本弁護士連合会なども反対の声明をたびたび出してきました。

安倍自公政権が国際組織犯罪防止条約を批准するために制定するとしている新「共謀罪」ですが、日弁連も指摘するように、条約は越境組織犯罪を抑止することを目的としたものであり、現行法の運用で十分に批准は可能です。政府は 2020 年の東京オリンピックを見据えたテロ対策と強調していますが、法案に「テロ対策」の文字はありません。2006 年の民主党政権時代に提案された修正案で、「共謀罪」の対象犯罪を限定するために加えられた越境性（国境を越えて実行される性格）の要件を、今法案で除外したことも問題です。安倍自公政権が国会での数の力で押し通そうとすることは、断じて許すことはできません。

近代刑法では実際に犯罪が実行され、被害が生じた場合に罰せられます。それが新「共謀罪」によって、犯罪が実行されず、被害も生じていないうちから警察が捜査し、罰することができるようになってしまいます。法案のなかの「テロ等組織犯罪準備罪」「組織的犯罪集団」「準備行為」の定義もあいまいです。「共謀罪」が適用される犯罪は「法定刑が四年以上の懲役・禁錮の罪」として 600 以上におよび、公職選挙法や道路交通法違反、窃盗、詐欺なども含まれています。取り締まりの対象である「組織的犯罪集団」の定義はなく、市民団体や労働組合などへの弾圧につながる可能性もあります。新「共謀罪」法案が成立すれば、常に国民が国家によって監視される、戦前の治安維持法下のような暗黒社会となる危険性があります。

安倍自公政権は、特定秘密保護法や通信傍受法（盗聴法）改悪など、国民の声を封じ込める法案を次々と強行成立させました。憲法で保障された思想・信条・良心の自由を侵害する、悪法である新「共謀罪」の創設に反対し、国会への新「共謀罪」法案の提出を中止することを求めます。

2016 年 10 月 15 日
日本機関紙協会埼玉県本部
理事長 金子 勝